

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は所沢市立所沢中学校生徒会とよび(以下本会とよぶ)本部を校内におく。

第2条 本会は自発的, 自治的に集団活動を進め, 民主的な人格を養い, より良い校風をつくりあげることが目的とする。

第2章 組織及び機関

第3条 本会は所沢中学校生徒会員によって組織する。

第4条 本会に次の機関をおく。

生徒総会 評議員会 学級委員会 専門委員会

第5条 総会は本会の最高機関であり, 次の事を審議する。

- (1) 予算, 決算の承認
- (2) 規約改正
- (3) 評議員会より提出された事項
- (4) その他必要と認める事項

第6条 総会は定期的に年1回開かれる。その他会長又は評議員会が必要と認めるとき, 及び会員の4分の1以上の要求があったとき会長が30日以内に招集する。

- (1) 総会の定数
全校生徒の3分の2以上の出席をもって行うものとする。
- (2) 議決の定数
出席者の3分の2以上の賛成をもって可決とする。

第7条 評議員会は総会につぐ議決機関で次の事を審議する。

- (1) 総会提出の議案審議及び総会委任事項
- (2) 本会運営に関する諸事項
- (3) 各委員会の提案事項及び各委員会依託事項
- (4) その他必要と認める事項

第8条 評議員会は学級委員会の半数(各学級1名), 各専門委員会の長・本部役員によって構成する。

第9条 評議員会は会長がこれを招集する。

第10条 学級委員会は学年学級間における会員の生活に関する事項の審議連絡調整を行う。

第11条 (1) 学級委員会は全学級の学級委員(2名)をもって構成し必要があるときは会長が招集する。

(2) 学級委員会は学年単位にも開くことができる。学年学級委員会によって互選された議長が招集する。

第12条 専門委員会はよりよい学校生活を築くための実行機関であり必要あるとき会長または専門委員会で互選された議長が招集する。

第13条 専門委員会は9委員会にわかれ次の仕事を行う。

学級委員会	学年・学級生活に関すること。
保健委員会	校内の保健衛生に関すること。
体育委員会	体育行事の計画運営協力，用具の管理協力。
情報委員会	校内放送，放送用具の管理協力。
生活委員会	生活改善に関すること。
環境委員会	校内環境に関すること。
図書委員会	図書館運営，新聞の発行
給食委員会	給食運営に関する協力。
福祉ボランティア委員会	福祉に役立つ活動への協力。

第14条 (1) 各専門委員会は全学級の代表者1名または2名によって組織され，委員会（1名）副委員長（各学年1名）を互選する。

(2) 各専門委員会は学年単位にも開くことができる。各学年各専門委員会で互選された委員長が招集する。

第15条 各専門委員会の活動の最小単位は学級であり各学級に専門部を設ける。

第16条 専門委員の任期は半年とする。ただし再選を防げない。

第3章 役員

第17条 本部役員は会長1名，副会長2名，総務5名とし立候補制で選挙する。

第18条 本部役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は生徒会を代表し，生徒会運営の業務にあたる。

(2) 副会長は会長を助け必要に応じ会長の代理をする。

(3) 総務は生徒会の記録，会計，その他の事務にあたる。

第19条 本部役員の任期は1年とし，改選を実施する。

第20条 評議員会の学級委員代表は原則として学級委員選挙(男女1名連記)で高位当選者をもってあてる。

第21条 学級委員の任期は半年とする。ただし再任を妨げない。

第22条 部活動委員は，各部活動の部長で組織され任期は1年間とする。

第23条 本部役員は学級委員，専門委員を兼ねることはできない。

第4章 会計

第24条 この会の運営経費は原則として会員からの会費による。会員は会費として所定額を納入しなければならない。

第25条 本会の予算案は評議員会で審議され総会及び学校長の承認を得て成立するものとする。

第26条 本会の会計は1年1回会計監査を受け決算報告しなければならない。

第27条 本会の会計は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。

第5章 付則

第28条 本会則の改正は総会で3分の2以上の多数で承認され学校長の許可を得て成立する。